

## 第129号議案

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年新城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新城市の長の選挙の場合に限る。」を削る。

第2条第1項中「、又は」の次に「ビラ若しくは」を加え、同項第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラを作成する場合 候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額

第2条第2項を削る。

第3条第3号を削り、同条第2号中「ポスター作成」を「ポスターの作成」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

第4条第1項中「第2条第1項ただし書」を「第2条ただし書」に改める。

第6条を削る。

第5条中「同条第2号」を「同条第3号」に、「第2条第1項ただし書」を「第2条ただし書」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 新城市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が

7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される新城市の議会の議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新城市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、公職選挙法の一部改正に伴い、市の議会の議員の選挙において頒布するビラを公費で負担することができるようにする等のため必要があるからである。